

沿岸広域振興局長告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年9月9日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 路線名 丸森権現堂線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 大船渡市大船渡町字上平46番1地先から14番16地先まで
 - (2) 大船渡市大船渡町字上平14番5地先から字笹崎252番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月9日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和4年9月9日から同年10月11日まで